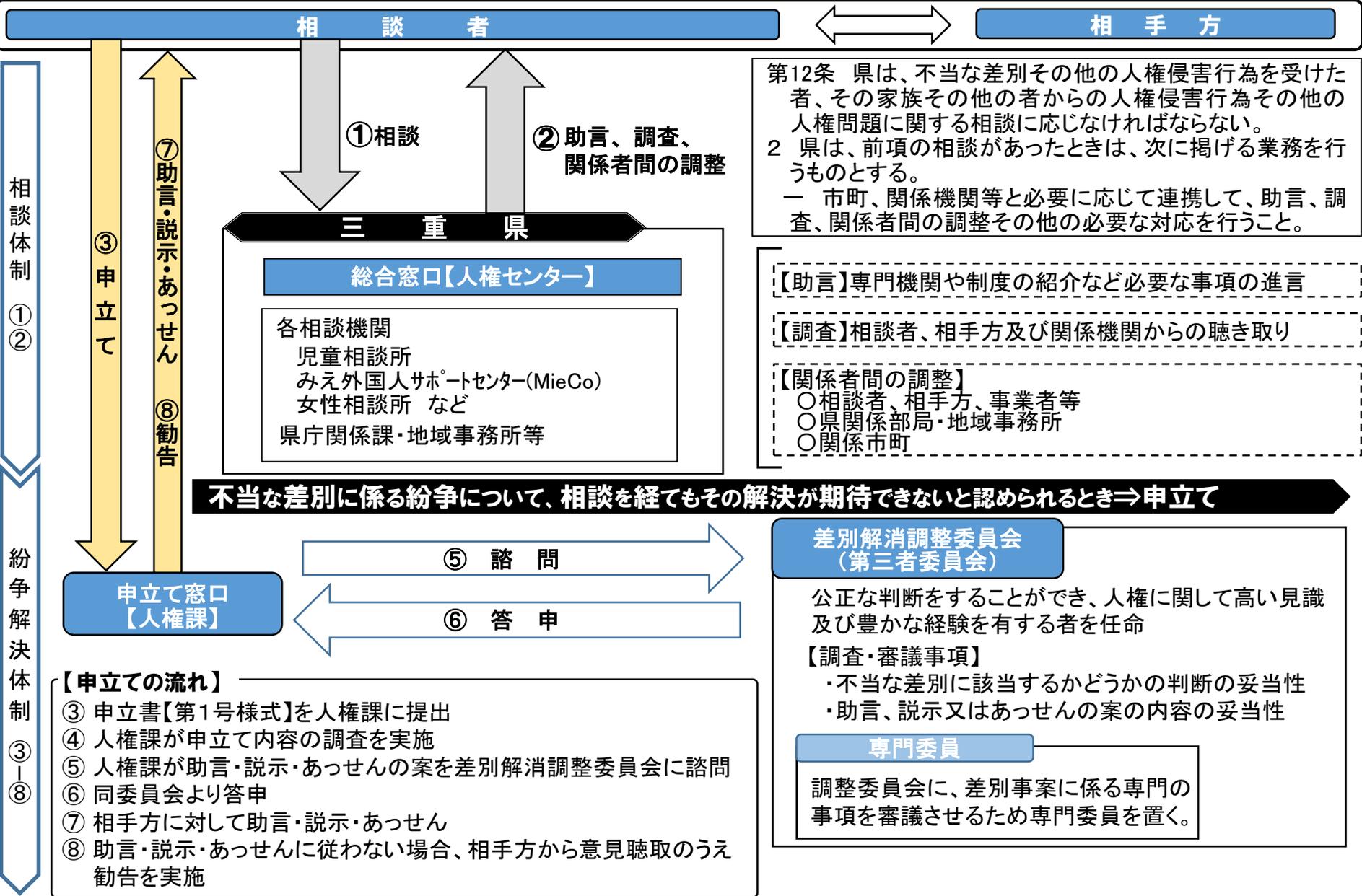


「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」における『相談体制』と『紛争解決体制(申立て制度)』のフロー



相談体制＝県の各機関が対応

①相談【第12条】

1. 相談をすることができる者 限定しない
2. 相談の対象事案 幅広く「人権侵害行為その他の人権問題」全般
3. 相談機関 それぞれの事案に応じた県の機関

②助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応

どのような対応を行うかは、相談者の要望も踏まえ、相談機関が適切な対応を決めます。一律に調査、関係者間の調整を行うものではありません。

- 【助言】 専門機関や関係制度を紹介すること等
 - 【調査】 相手方への聴き取り、現地確認等
 - 【関係者間の調整】 専門機関への取次ぎ、子どもや高齢者等が当事者である場合の保護者への連絡、相手方への相談者の意向伝達
- 相手方への聴き取り及び相手方への相談者の意向伝達は、相談者が望んでおり、かつ、相手方の協力が得られる場合

※重ねて同様の対応をする必要がない場合

- ・相手方が相談者の意向を受け入れないことが明らかな場合
- ・訴訟を提起した場合
- ・関係者が所在不明となった場合 など

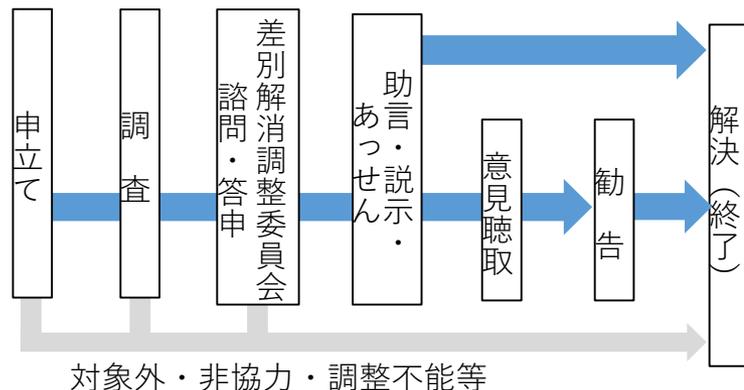
紛争解決体制＝県庁人権課へ申立て

【紛争解決体制】

相談対応だけでは十分に解決されることが困難であった不当な差別に係る紛争については、相手方に対して調査のうえ、助言・説示・あっせん、さらに勧告を行うことができる。県の相談機関に相談していることが必要。

- 【助言】 解決の方向を示すこと
- 【あっせん】 解決に向けての方針や解決案の提示
- 【説示】 相手方に対し、反省を促す
- 【勧告】 助言、説示、あっせんに従うよう勧告

【申立ての流れ】



【申立てできない(除外事由)】

- 他法令に基づくあっせんの申請等を行うことができる事案
- 行為の日から3年を経過したもの
- 犯罪の捜査の対象

【助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるとき】

- 明らかに差別事案に該当しない場合
- 相談による対応(助言、調整など)が十分尽くされていない場合
- 当事者間の感情的対立が激しく、相手方当事者の参加が当初から期待できない状況にある場合
- 差別事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難しい場合
- いじめ、虐待、DV等にも該当する差別事案で専門機関等での対応が行われており、当該対応の継続が適切と判断される場合
- 法務省の人権侵犯事件の調査処理手続により説示等の措置が講じられている差別事案に対する不服を理由とする場合